

令和7年度 介護職員さんのための一時金、かんたん解説

賃上げと職場環境改善をサポートする新しい補助金制度がスタート！



どんな制度なの？

介護職員の皆さんの賃金アップと、働きやすい職場づくりを応援するための新しい補助金制度です。令和8年度の大きな制度改定を待たずに、人材流出を防ぐための「緊急支援」として実施されます。



賃金アップ



職場環境の改善

私たちの事業所は対象になる？



対象です

ほとんどの介護サービス事業所が対象です。

訪問介護、通所介護、施設サービスなど、
処遇改善加算の対象となる多くのサービス
が該当します。



対象外です

以下のような事業所は対象外となります。



- 令和8年4月以降に新規開設した事業所



- 申請時点で、すでに休止・廃止が決まっている事業所



- 福祉用具の貸与・販売、居宅療養管理指導など、一部のサービス

一時金はいくらもらえるの？

$$\text{補助額} = \text{基準月の介護総報酬} \times \text{交付率}$$



基準月

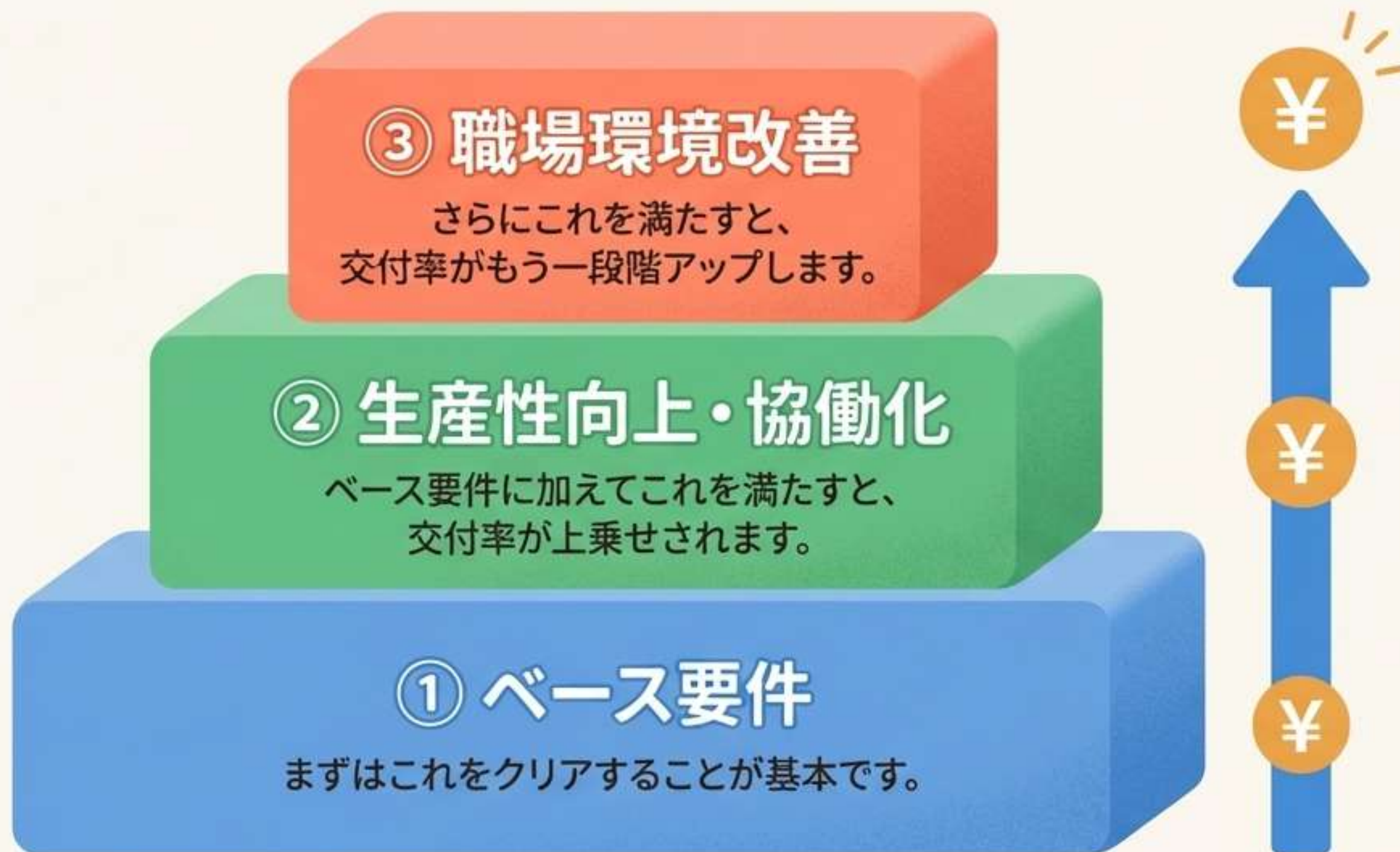
原則として令和7年
12月です。



交付率

この「交付率」は、
事業所の取り組み次第で
変わります！

交付率アップは、3つの要件の組み合わせで決まる！



要件①と②を詳しくチェック！



① ベース要件

処遇改善加算を算定していること

申請時に算定していなくても、実績報告までに算定することを誓約すればOKです。



② 生産性向上・協働化

以下のいずれかの取組を行っていること



ケアプランデータ連携システムに加入



生産性向上推進体制加算を算定



社会福祉連携推進法人に所属

これも申請時に誓約することが可能です。

要件③を詳しくチェック！



③ 職場環境改善

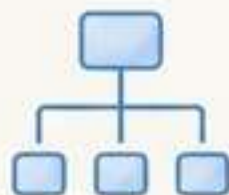
職場環境改善に向けて、以下のいずれかの取組を計画・実施すること



- 現場の課題の「見える化」（業務の洗い出しなど）



- 業務改善のためのチーム作り（委員会やプロジェクト等）



- 職員間の適切な役割分担の明確化



重要ポイント

実は、要件②（生産性向上・協働化）を満たしている事業所は、この要件③も満たしているとみなされます！

補助金は何に使えばいいの？



職員さんの賃金改善

基本給、手当、賞与など、職員さんの賃金改善に充てます。

最重要ルール

この補助金を理由に、もとの給与水準を下げてはいけません。



職場環境の改善

研修費や、介護助手さんの募集経費などに使えます。

この経費分も、職員さんの賃金改善に充てることが可能です！

申請から報告までの流れ



まとめと、次の一歩



この制度は…

職員さんの賃上げと職場改善のための、令和8年度改定を待たない緊急支援です。



やることは…

まずは自事業所が対象かを確認し、交付率アップの3つの要件をチェックしましょう。



手続きは…

計画書と実績報告書を、事業所のある都道府県に提出します。

より詳しい情報や申請様式について

事業所の所在する各都道府県の担当窓口へお問い合わせください。

